

令和6年4月15日

事業主様

大阪薬業企業年金基金
(公印省略)

「仮想個人勘定残高のお知らせ」の送付について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当基金の運営につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当基金の年金制度は、キャッシュ・バランス・プランを採用しており、加入者ごとに給付原資を管理する仮想口座を設け、掛金および利息を積み立てています。この累計額を「仮想個人勘定残高」といい、将来の一時金給付や年金給付の原資となります。

本年も、65歳未満の加入者の皆さまへ「仮想個人勘定残高のお知らせ」を事業所ごとに5月下旬にお送りいたします。お手数をお掛けいたしますが、加入者の皆さまへのお知らせをお願い申し上げます。

また、「データ」をご希望された事業所様につきましても、5月下旬にパスワード付きでご送付いたします。(パスワードは別途お送りいたします)

詳細については裏面をご覧くださいますようお願い申し上げます。

敬具

【「仮想個人勘定残高のお知らせ」の送付方法について】

- 送付方法は昨年と同様、はがきまたはデータにて行います。
- はがきやデータが不要な事業所様には、一覧表のみをお送りします。
- 「仮想個人勘定残高のお知らせ」の受け取り方法を変更したい場合やお知らせが不要な場合は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 「仮想個人勘定残高のお知らせ」の A4 版 PDF ファイルもご提供可能です。サンプルが必要な場合は、下記までお問い合わせください。社内クラウド等を導入している事業所様は、ぜひご活用ください。

【「仮想個人勘定残高のお知らせ」の内容について】

- 「仮想個人勘定残高のお知らせ」は、3 月末時点での 65 歳未満の加入者を対象に作成します。ただし、3 月分の掛金計算に間に合わなかった資格喪失者や、4 月以降に退職された方については、「仮想個人勘定残高のお知らせ」が発行されます。その場合、お手数ですが、それらの「お知らせ」を破棄するか、当基金にご返送いただくようお願い申し上げます。
- 3 月分の掛金計算に間に合わなかった資格取得者や、4 月以降の資格取得者（再加入者含む）については、次回（来年）の発行となります。

お問い合わせ先

大阪薬業企業年金基金 業務課

〒540-0037 大阪市中央区内平野町 3-2-5

電話 06-6945-1021

Email gyomu@daiyaku.jp